

## 平成17年度第9回（第23回）役員会議事要旨

日 時 平成17年11月16日（水）11時から11時50分  
場 所 事務局3階応接室  
出席者 小島学長、西澤理事・副学長、丸山理事・副学長、川崎理事・副学長、  
西口副学長、佐藤事務局長  
陪席者 赤羽附属図書館長、丸山監事

### 第22回議事要旨について

学長から、第22回議事要旨案について説明があり、案のとおり承認した。

### 議 題

#### 1 学則の改正について

事務局から、資料1に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

#### 2 平成18年度学内予算編成基本方針（案）について

事務局から、資料2に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

併せて、事務局から、これに基づき学内予算を検討の上、平成18年2月及び3月開催の役員会、平成18年3月開催の経営協議会で平成18年度学内予算（案）について審議を行う旨の説明があった。

#### 3 職員就業規則の改正について

##### （1）職員給与規則の改正について

##### （2）本給の調整額規程の改正について

##### （3）初任給調整手当規程の改正について

事務局から、上記（1）から（3）について、資料3から資料5に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、学長から、以下のとおり説明があった。

- ① 今回の平成17年12月1日施行に係る改正は、前回（10月19日）開催の役員会及び10月27日開催の経営協議会で審議の上、承認された給与改定方針に基づいている。
- ② 国立大学法人の教職員は国家公務員でなく、人事院勧告に従う必要はない。ただし、国立大学法人の運営は、給与も含めて運営費交付金により行われており、本学を含め国立大学法人が独自の給与体系をつくることは困難である。人事院勧告に従うのではないが、独立行政法人通則法の規定のとおり、「社会一般の情勢に適合し」、閣議決定のとおり、「国家公務員の給与水準を十分考慮する」必要がある。
- ③ 本件について、11月14日(月)に過半数代表者及びグループ代表者への説明を行ったが、今後、施行日までに具体的な内容について意見交換を行う。

〔裏面有り〕

また、西澤理事・副学長から、俸給月額削減は、平成17年4月からの遡及適用とせずに平成17年12月から、また、12月の勤勉手当の増は0.05月とせずに0.025月として全体額を調整することとしている旨の説明があった。

なお、丸山監事から、今回の改定で、給与改定を行わない場合と平成17年度の人件費所要見込額はどの位違うかという発言があり、佐藤事務局長から、役員及び教職員全体で約73万円の増となり、人事院勧告（俸給月額を0.3%削減し、勤勉手当を0.05月増額等行い、平成17年4月に遡及適用する。）どおりに給与改定を行った場合は、全体で約130万円の減となる旨の説明があった。

併せて、西澤理事・副学長から、この程度の増額であれば、大学全体としては影響がない旨の説明があった。

(4) 職員兼業規程の改正について

事務局から、資料6に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

4 役員報酬規則の改正について

事務局から、資料7に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、資料3頁の「【改正概要】」中、「0.025%」を「0.025」に訂正した。

5 その他

なし

以上